

議案第40号

小金井市私立幼稚園等園児保護者補助金の交付に関する条例の一部を改正する条例

小金井市私立幼稚園等園児保護者補助金の交付に関する条例の一部を別紙のように改正する。

平成25年6月7日提出

小金井市長 稲葉孝彦

(提案理由)

東京都が定める私立幼稚園等園児保護者負担軽減事業費補助金交付要綱の一部改正に伴い、規定を整備する必要があるため、本案を提出するものであります。

小金井市私立幼稚園等園児保護者補助金の交付に関する条例の一部を改正する条例

小金井市私立幼稚園等園児保護者補助金の交付に関する条例（平成19年条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「東京都認定こども園の認定基準に関する条例」を「東京都認定こども園の認定要件に関する条例」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第4条関係）

区分	19歳未満の扶養親族の数			所得の基準（上限額）	補助金月額	
	16歳未満 （加算単価）		16歳以上19歳未満 （加算単価）		市区町村民税 所得割課税額（円）	第1子
	第2区分：21,300円 第3・4区分：19,800円	第2区分：11,100円 第3・4区分：7,200円				
1	—	—	—	当該年度に納付すべき市町村民税（特別区民税を含む。以下同じ。）の所得割額が非課税となる世帯及び生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けている世帯	9,400円	9,400円
2	0人	0人	0人	34,500円	—	—
	1人	1人	0人	55,800円	7,700円	9,400円
	2人	1人	1人	66,900円		
		2人	0人	77,100円		
	3人	1人	2人	78,000円		
		2人	1人	88,200円		
		3人	0人	98,400円		
	4人	1人	3人	89,100円		
		2人	2人	99,300円		
		3人	1人	109,500円		
		4人	0人	119,700円		
	5人	1人	4人	100,200円		
		2人	3人	110,400円		
		3人	2人	120,600円		
4人		1人	130,800円			
5人		0人	141,000円			
3	0人	0人	0人	171,600円	—	—
	1人	1人	0人	191,400円	6,700円	8,800円
	2人	1人	1人	198,600円		
		2人	0人	211,200円		
	3人	1人	2人	205,800円		
		2人	1人	218,400円		
		3人	0人	231,000円		
	4人	1人	3人	213,000円		
		2人	2人	225,600円		
		3人	1人	238,200円		
		4人	0人	250,800円		
	5人	1人	4人	220,200円		
		2人	3人	232,800円		
		3人	2人	245,400円		
4人		1人	258,000円			
5人		0人	270,600円			
4	0人	0人	0人	216,700円	—	—
	1人	1人	0人	236,500円	5,600円	8,200円
	2人	1人	1人	243,700円		
		2人	0人	256,300円		
	3人	1人	2人	250,900円		
		2人	1人	263,500円		
		3人	0人	276,100円		
	4人	1人	3人	258,100円		
		2人	2人	270,700円		
		3人	1人	283,300円		
		4人	0人	295,900円		
	5人	1人	4人	265,300円		
		2人	3人	277,900円		
		3人	2人	290,500円		
4人		1人	303,100円			
5人		0人	315,700円			
5	—	—	—	当該年度に納付すべき市町村民税の所得割額が、上記上限額を超える世帯	3,200円	3,200円

- 備考 1 扶養親族の年齢は、前年の12月31日現在とする。
2 世帯構成員中2人以上に所得がある場合には、所得割課税額の合計額とする。
3 扶養親族が6人以上の場合の所得の基準は、区分2については34,500円、区分3については171,600円、区分4については216,700円に、それぞれ19歳未満の扶養親族の数に応じた加算単価を加えた額とする。
4 第2条の2の規定の適用を受ける場合で被災により当該課税状況の把握が困難なときは、客観的に家計の状況を把握できる方法によって課税額を算定し、所得の基準に適用することができる。

付 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の小金井市私立幼稚園等園児保護者補助金の交付に関する条例の規定は、平成25年4月1日から適用する。

小金井市私立幼稚園等園児保護者補助金の交付に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正条例		現行条例		備考
(用語の定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) } (2) } 省略 (3) 私立保育所型認定こども園 東京都認定こども園の認定要件に関する条例(平成18年東京都条例第174号。以下「都条例」という。)第3条第3号に定める保育所型認定こども園のうち、地方公共団体以外の方が設置するものをいう。 (4) } (5) } 省略 (8) }	(用語の定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) } (2) } 省略 (3) 私立保育所型認定こども園 東京都認定こども園の認定基準に関する条例(平成18年東京都条例第174号。以下「都条例」という。)第3条第3号に定める保育所型認定こども園のうち、地方公共団体以外の方が設置するものをいう。 (4) } (5) } 省略 (8) }			条例の名称変更
別表(第4条関係)				
区分	19歳未満の扶養親族の数		補助金月額	所得の基準
	16歳未満	16歳以上 19歳未満	第1子 第2子以降	
区分	〈加算単価〉 第2区分: 21,300円 第3・4区分: 19,800円		第1子 第2子以降	所得の基準
	〈加算単価〉 第2区分: 11,100円 第3・4区分: 7,200円		第1子 第2子以降	所得の基準
	所得の基準(上限額)		第1子 第2子以降	所得の基準
	市区町村民税 所得割課税額 (円)		第1子 第2子以降	所得の基準

1	9,400円	9,400円	9,400円	当該年度に納付すべき市町村民税(特別区民税を含む。以下同じ。)の所得割が非課税となる世帯及び生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による保護を受けている世帯
2	7,700円	7,700円	7,700円	当該年度に納付すべき市町村民税の所得割の額(世帯構成員中2人以上に所得がある場合については、所得割課税額の合計とする。)が77,100円以下の世帯
3	6,700円	6,700円	8,800円	当該年度に納付すべき市町村民税の所得割の額(世帯構成員中2人以上に所得がある場合については、所得割課税額の合計とする。)

1	0人	0人	0人	34,500円	9,400円	9,400円	9,400円	当該年度に納付すべき市町村民税(特別区民税を含む。以下同じ。)の所得割額が非課税となる世帯及び生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による保護を受けている世帯
2	1人	1人	0人	55,800円	7,700円	9,400円	9,400円	当該年度に納付すべき市町村民税(特別区民税を含む。以下同じ。)の所得割額が非課税となる世帯及び生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による保護を受けている世帯
	2人	1人	1人	66,900円				
		2人	0人	77,100円				
	3人	1人	2人	78,000円				
		2人	1人	88,200円				
		3人	0人	98,400円				
		1人	3人	89,100円				
	4人	2人	2人	99,300円				
		3人	1人	109,500円				
		4人	0人	119,700円				
3		1人	4人	100,200円	6,700円	8,800円	8,800円	当該年度に納付すべき市町村民税(特別区民税を含む。以下同じ。)の所得割額が非課税となる世帯及び生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による保護を受けている世帯
		2人	3人	110,400円				
	5人	3人	2人	120,600円				
		4人	1人	130,800円				
		5人	0人	141,000円				
	0人	0人	0人	171,600円				
1人	1人	0人	191,400円	205,800円				
2人	1人	1人	198,600円					
	2人	0人	211,200円					
3人	1人	2人	205,800円					

4	2人	1人	218,400円	5,600円	8,200円	当該年度に納付すべき市町村民税の所得割の額（世帯構成員中2人以上に所得がある場合については、所得割課税額の合計とする。）が256,300円以下の世帯
	3人	0人	231,000円			
	1人	3人	213,000円			
	2人	2人	225,600円			
	3人	1人	238,200円			
	4人	0人	250,800円			
	1人	4人	220,200円			
	2人	3人	232,800円			
	3人	2人	245,400円			
	4人	1人	258,000円			
	5人	0人	270,600円			
	0人	0人	216,700円			
	1人	0人	236,500円			
	2人	1人	243,700円			
2人	0人	256,300円				
3人	2人	250,900円				
1人	1人	263,500円				
3人	0人	276,100円				
1人	3人	258,100円				
2人	2人	270,700円				
3人	1人	283,300円				
4人	0人	295,900円				
1人	4人	265,300円				
2人	3人	277,900円				
3人	2人	290,500円				
4人	1人	303,100円				
5人	0人	315,700円				
5	—	—	当該年度に納付すべき市町村民税の所得割額が、上記上限額を超える世帯	3,200円	3,200円	当該年度に納付すべき市町村民税の所得割の額（世帯構成員中2人以上に所得がある場合については、所得割課税額の合計とする。）が256,300円を超える世帯

備考 1 扶養親族の年齢は、前年の12月31日現在とする。
 2 世帯構成成員中2人以上に所得がある場合には、所得割課税額の合計額とする。
 3 扶養親族が6人以上の場合の所得の基準は、区分2については34,500円、区分3については171,600円、区分4については216,700円に、それぞれ19歳未満の扶養親族の数に応じた加算単価を加えた額とする。
 4 第2条の2の規定の適用を受ける場合で被災により当該課税状況の把握が困難なときは、客観的に家計の状況把握できる方法によって課税額を算定し、所得の基準に適用することができる。

付 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の小金井市私立幼稚園等園児保護者補助金の交付に関する条例の規定は、平成25年4月1日から適用する。

備考 第2条の2の規定の適用を受ける場合で被災により当該課税状況の把握が困難なときは、客観的に家計の状況を把握できる方法によって課税額を算定し、所得の基準に適用することができる。